

JAL被解雇者労働組合（JAL 争議団）

info@jhu-wing.main.jp

<https://jhu-wing.main.jp/>

会社回答「業務委託契約による再雇用」を斬る！ 「雇用で解決」の名で組合を誤魔化すのは止めよ！

2022年6月27日 JHU 執行委員会

6月21日の株主総会で、赤坂社長から「乗員組合とキャビンクルーユニオンの二つの組合とは、この問題の收拾に向けて進んでいると認識している。再雇用で解決したい」との発言がありました。

総会の翌日、突然 JHU に事務折衝の申し入れがあり、23日に事務折衝が持たれました。JHU への説明は、職場から報告された内容と違いがあるため、現在、会社に緊急団交を申入れています。職場から報告された内容の問題点を明らかにします。

労働契約（雇用契約）の無い「雇用」などあり得ない！

「業務委託契約」とは、企業から業務を依頼され、その業務を行うことで報酬を得るものです。業務委託契約は「請負」と「委任（準委任）」の2種類あり、「請負」は業務の成果物を完成させることで報酬を受けるもので、「委任」は業務を行うことで報酬を受けるが、成果物を完成させる責任を負いません。

業務委託契約は、労働契約（雇用契約）ではなく、業務内容を完成させることや一定の事務処理を行うことを約束して、会社から個人へ業務を委託するという契約です。業務の範囲は、予め契約で定められたものに限られ、委託された業務はいつでもどこに行っても原則自由で、指揮命令を受けることはありません。しかし、労働契約ではないので、会社との雇用関係がなく、労基法、労契法、最賃法、労災補償など労働者として保護される法律の適用がありません。職場から報告されている会社提案は「雇用ではない業務委託契約による仕事の機会の提供」と言うべきものです。

「乗務職復帰」と「補償金（解決金）」こそが、真の解決策だ！

- 赤坂社長は「再雇用で解決する」と繰り返しているが、何故「乗務職」としての復帰が含まれないのか？
- JHU の事務折衝では「マッチングの幅を広げた」と説明しているが、これまでのマッチングと違い新たに「業務委託契約」を使う理由は何か？
- マッチングにも「業務委託による職務提供」にも応じられない者に対して、納得できる解決策として何を考えているのか？

経営は、職場からまた JHU の疑問に正面から応えよ！